管　理　規　程

（昭　和　37　年　12　月　1　日
名古屋市職員共済組合規程第３号）

最近改正　令和６年11月29日規程第６号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　名古屋市職員共済組合（以下「組合」という。）の事務の執行に関しては、他の別段の定めのあるものを除き、この規程の定めるところによる。

（用語）

第２条　この規程で用いる次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　法　地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。

二　定款　名古屋市職員共済組合定款（昭和37年名古屋市職員共済組合定款第１号）をいう。

三　運営規則　名古屋市職員共済組合運営規則（昭和37年名古屋市職員共済組合規則第１号）をいう。

四　組合公報　名古屋市職員共済組合公報をいう。

第２章　組合公報及び文書

（組合公報）

第３条　組合公報に掲載する事項は、次のとおりとする。

一　定款、運営規則及び理事長がこれらの規定により組合会の議決を経て定める事項並びに組合の事業計画、予算及び決算

二　法令、定款、運営規則及びその他により理事長が定める事項で重要なもの

三　組合会議員の選挙及びその他法令に基づき、組合が公告しなければならない事項

四　組合会議員及び監事の就退任、運営規則第14条の規定による監査員の任命並びに定款第31条に規定する事務局職員（組合に使用される職員（以下「組合職員」という。）を含む。）の人事等に関する事項

五　前各号のほか、理事長が特に重要と認める事項

2　組合公報には、地方公務員共済組合制度に関する法令、資料及び解説等組合員の便利に供する事項を掲載することができる。

第４条　組合公報は、必要に応じて事務局長が発行する。

2　組合公報は、組合員のすべてがこれを閲覧できる程度の部数が発行されなければならない。

（文書）

第５条　組合会が議決する事項で制度に関する定めを名古屋市職員共済組合規則という。

2　理事長が制度に関して定める事項で組合会の議決を経ることを要しない定めを名古屋市職員共済組合規程という。

第６条　名古屋市職員共済組合規則及び名古屋市職員共済組合規程は、暦年ごとの順序番号を付する。

2　組合の発行又は収受する文書には、番号を付し、その番号は、次条に規定するものを除き、毎年１月に始つて12月に終り、事件の完結するまでは同一番号の枝番を用いる。

第７条　削除

第３章　職制

（事務局）

第８条　定款第31条に規定する事務局には、事務局長の下に、次長、係長その他必要な職員（組合職員を含む。）を置く。

2　事務局長は、理事長の命を受けて、事務局及び所属所の事務を統括する。

3　次長は、上司の命を受けて所属職員を指揮し、組合の事務に従事する。

4　係長は、係員を指揮し、その分掌事務に従事する。ただし、上司の命があるときは、他係の主管する事務にも従事しなければならない。

（組織）

第９条　事務局に事務係、長期給付係、短期給付係及び福祉事業係を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

事務係

一　組合会
二　組合の事業計画の調整並びに組合の予算及び決算
三　組合の諸規程、組合公報その他の文書及び公印
四　人事及び給与
五　余裕金の運用
六　業務経理の事業計画及び執行（他係の主管に属するものを除く。）
七　貯金経理の事業計画及び執行
八　経過的長期預託金管理経理の事業計画及び執行
九　他係の主管に属しないこと。

長期給付係
一　厚生年金保険経理の事業計画及び執行（他係の主管に属するものを除く。）
二　退職等年金経理の事業計画及び執行（他係の主管に属するものを除く。）
三　経過的長期経理の事業計画及び執行（他係の主管に属するものを除く。）
四　組合員原票の作成及び保管

短期給付係
一　短期経理の事業計画及び執行
二　組合員の資格の得喪
三　被扶養者の認定
四　掛金及び負担金（組合員の給与を算定の基礎とするものに限る。）の徴収
五　国民年金第３号被保険者の届出代行

福祉事業係
一　保健経理の事業計画及び執行（他係の主管に属するものを除く。）
二　貸付経理の事業計画及び執行
三　退職等年金預託金管理経理の事業計画及び執行

（所属所長）

第10条　所属所の長は、地方公共団体の機関の名称で組合の事務に従事する。

（代決）

第11条　理事長は、異例に属すること又は別段の定めのある場合を除き、権限

の一部を、運営規則第4条の規定に基づき、事務局の職員に次のように代決させる。

事務局長代決事項

一　組合職員の任免、給与、分限及び懲戒に関すること。

二　事務局職員の旅行命令（係長以下の日帰りの旅行命令を除く。）並びに在勤地及び附近地の出張命令（係長以下に係るものを除く。）に関すること。

三　組合の余裕金運用の決定に関すること。

四　一廉5,000万円以下1,000万円をこえる取引（前号に該当する取引を除く。）の決定に関すること。

五　契約の締結に関すること。

六　その他前各号に準ずること。

次長代決事項

一　組合員資格の決定に関すること。

二　標準報酬の決定及び改定に関すること。

三　資格確認書、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証、資格情報通知書の発行、更新、電子資格確認及び組合員原票の整理その他組合員に関すること。

四　組合員被扶養者の認定及び検認に関すること。

五　短期給付の決定並びに同給付及び社会保険診療報酬支払基金への各支払に関すること。

六　福祉事業の決定に関すること

七　組合職員の勤務場所の決定並びに休暇、超過勤務命令、休日勤務命令、職務専念義務の免除及び欠勤に関すること。

八　係長以下の日帰りの旅行命令並びに係長の在勤地及び附近地の出張命令に関すること。

九　一廉1,000万円以下の取引（組合の余裕金運用を除く。）の決定及び契約の締結に関すること。

十　文書の進達及び申請並びに証明及び照合その他文書に関すること。

十一　その他前各号に準ずること。

係長共通代決事項

一　所属職員の在勤地及び附近地の出張命令に関すること。

2　事務局長が欠けたとき又は事務局長に事故があるときは、事務局長代決事項について、次長が代決することができる。

（施設その他）

第12条　事務局及び所属所を除く組合の施設その他の設置及び当該施設等の職制に関しては、規則で定めるもののほか、別に規程で定める。

第４章　報酬、旅費及び組合職員

（報酬）

第13条　定款第29条第２項の規定に基づく学識経験を有する者のうちから選挙された監事の報酬は、日額27,000円とする。

2　前項の報酬は、同項の監事がその職務を行なつた日について計算する。

（旅費）

第14条　定款第25条第２項の規定及び同条の規定を準用する定款第30条の規定に基づき、議員及び役員に支給する旅費並びに事務局職員に支給する旅費は、名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）の例による。

2　前項の議員及び役員に支給する旅費を計算する場合においては、これらの者は、行政職給料表の課長の職にあるものとして行う。ただし、事務局長が特別の必要があると認めたときは、この額をこえて計算することができる。

（任用等）

第15条　組合職員の任用、分限、懲戒及び保障並びに服務に関しては、特別の定めをした場合を除き、名古屋市職員の例に準ずる。

（勤務条件等）

第16条　組合職員の勤務時間、給与その他の勤務条件及び旅費に関しては、特別の定めをした場合を除き、名古屋市職員の例に準ずる。

第５章　雑則

（公印等）

第17条　公印の種類、書体、寸法及び形式は、別表のとおりとする。

2　公印の管主者は、次長とする。

3　理事長及び理事長職務代理者の公印を部外に発する文書に使用するときは、それぞれの管守者は、当該文書に契印しなければならない。

4　一時に大量に公印の押印を必要とする様式等については、管守者の承認を得て、公印の押印に代えてその印影又はこれを伸縮した印影を印刷することができる。

（取引金融機関）

第18条　組合が取引する経理単位ごとの金融機関は次のとおりとする。

一　短期経理　株式会社三菱ＵＦＪ銀行、丸八信用組合

二　厚生年金保険経理　株式会社三菱ＵＦＪ銀行、株式会社ゆうちょ銀行

三　退職等年金経理　株式会社三菱ＵＦＪ銀行

四　経過的長期経理　株式会社三菱ＵＦＪ銀行

五　業務経理　株式会社三菱ＵＦＪ銀行、丸八信用組合

六　保健経理　株式会社ゆうちょ銀行、丸八信用組合

七　貯金経理　株式会社三菱ＵＦＪ銀行、丸八信用組合

八　貸付経理　株式会社三菱ＵＦＪ銀行、みずほ信託銀行株式会社、丸八信用組合

附　則

この規程は、昭和37年12月１日から施行する。

附　則　（昭和38年4月10日名古屋市職員共済組合規程第４号）

この規程は、公告の日から施行する。

附　則　（昭和39年4月18日名古屋市職員共済組合規程第３号）

この規程は、公告の日から施行する。

附　則　（昭和39年11月5日名古屋市職員共済組合規程第４号）

1　この規程は、公告の日から施行する。ただし、第２条第１号の改正規定は、昭和39年10月１日から施行する。

2　この規程公告の際、現にある名古屋市職員共済組合規程のうち理事長が組合会の議決を経て定めたものの名称は、第５条の改正規定にかかわらず、当該名称について別段の定めのない限り、なお従前の例による。

附　則　（昭和39年11月14日名古屋市職員共済組合規程第5号）

この規程は、昭和39年12月1日から施行する。

附　則　（昭和40年7月31日名古屋市職員共済組合規程第1号）

この規程は、公告の日から施行し、昭和40年7月5日から適用する。

附　則　（昭和41年3月25日名古屋市職員共済組合規程第1号）

この規程は、公告の日から施行する。

附　則　（昭和42年4月15日名古屋市職員共済組合規程第2号）

この規程は、昭和42年4月15日から施行する。

附　則　（昭和43年2月1日名古屋市職員共済組合規程第1号）

この規程は、昭和43年2月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定（昭和43年2月1日）名古屋市職員共済組合規程第1号は、同年4月1日から施行する。

附　則　（昭和43年5月1日名古屋市職員共済組合規程第6号）

この規程は、昭和43年5月1日から施行する。ただし、この規程施行の際現に貯金経理として預託してある貸付信託又は金銭信託の取扱いについては、その満期に至るまでの間、なお従前の例によることができる。

附　則　（昭和44年8月16日名古屋市職員共済組合規程第1号）

この規程は、昭和44年8月16日から施行する。

附　則　（昭和46年8月1日名古屋市職員共済組合規程第3号）

この規程は、昭和46年8月1日から施行する。

附　則　（昭和47年4月26日名古屋市職員共済組合規程第1号）

この規程は、昭和47年4月26日から施行する。

附　則　（昭和48年4月1日名古屋市職員共済組合規程第1号）

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附　則　（昭和49年3月23日名古屋市職員共済組合規程第2号）

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附　則　（昭和49年8月20日名古屋市職員共済組合規程第3号）

この規程は、昭和49年8月20日から施行する。

附　則　（昭和50年3月31日名古屋市職員共済組合規程第1号）

この規程は、昭和50年４月１日から施行する。

附　則　（昭和50年８月20日名古屋市職員共済組合規程第６号）

この規程は、昭和50年８月20日から施行する。

附　則　（昭和51年３月１日名古屋市職員共済組合規程第３号）

この規程は、昭和51年３月１日から施行する。ただし、すでに取引をして預貯金残額のある金融機関については、当該預貯金がなくなるまでの間、第２条による改正後の管理規程第18条の規定にかかわらず、なお、従前の例によることができる。

附　則　（昭和51年４月１日名古屋市職員共済組合規程第４号）

この規程は、昭和51年４月１日から施行する。

附　則　（昭和52年３月25日名古屋市職員共済組合規程第２号）

この規程は、昭和52年４月１日から施行する。

附　則　（昭和52年10月７日名古屋市職員共済組合規程第４号）

この規程は、昭和52年10月７日から施行する。

附　則　（昭和52年12月15日名古屋市職員共済組合規程第６号）

この規程は、昭和53年１月１日から施行する。

附　則　（昭和53年３月31日名古屋市職員共済組合規程第３号）

この規程は、昭和53年４月１日から施行する。

附　則　（昭和53年４月13日名古屋市職員共済組合規程第５号）　抄

１　この規程は、公告の日から施行し、昭和53年４月１日以後の診療にかかる家族療養費附加金について適用する。

附　則　（昭和53年５月６日名古屋市職員共済組合規程第６号）

この規程は、昭和53年５月６日から施行する。

附　則　（昭和53年５月15日名古屋市職員共済組合規程第７号）

この規程は、公告の日から施行する。

附　則　（昭和54年３月31日名古屋市職員共済組合規程第１号）

この規程は、昭和54年４月１日から施行する。

附　則　（昭和55年３月１日名古屋市職員共済組合規程第１号）

この規程は、公告の日から施行する。

附　則　（昭和55年6月10日名古屋市職員共済組合規程第8号）

この規程は、公告の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附　則　（昭和56年3月18日名古屋市職員共済組合規程第1号）

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附　則　（昭和56年5月30日名古屋市職員共済組合規程第5号）

1　この規程は、昭和56年6月1日から施行する。

2　この規程施行の際現に交付されているこの規程による改正前の第7条第6号の年金証書は、前項の規定にかかわらず、新たな年金証書が交付されるまで、なお効力を有する。

附　則　（昭和57年3月18日名古屋市職員共済組合規程第1号）

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附　則　（昭和57年5月6日名古屋市職員共済組合規程第6号）

この規程は、昭和57年5月7日から施行する。

附　則　（昭和57年10月1日名古屋市職員共済組合規程第9号）

この規程は、昭和57年10月1日から施行する。

附　則　（昭和58年3月17日名古屋市職員共済組合規程第1号）

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附　則　（昭和59年10月29日名古屋市職員共済組合規程第4号）　抄

1　この規程は、公告の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附　則　（昭和60年4月1日名古屋市職員共済組合規程第2号）

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附　則　（昭和61年4月1日名古屋市職員共済組合規程第1号）

1　この規程は、昭和61年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2　施行日前に給付事由が生じた年金に係る年金証書は第7条の改正規定にかかわらずなお従前の例による。

附　則　（昭和61年7月1日名古屋市職員共済組合規程第4号）

この規程は、公告の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附　則　（昭和63年3月31日名古屋市職員共済組合規程第1号）

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附　則　（昭和63年6月27日 名古屋市職員共済組合規程第5号）

この規程は、公告の日から施行し、昭和63年４月１日から適用する。

附　則　（平成元年6月26日 名古屋市職員共済組合規程第５号）

この規程は、公告の日から施行し、平成元年４月１日から適用する。

附　則　（平成2年6月21日 名古屋市職員共済組合規程第２号）

この規程は、公告の日から施行し、平成２年４月１日から適用する。

附　則　（平成2年7月2日 名古屋市職員共済組合規程第４号）

この規程は、公告の日から施行し、平成２年６月18日から適用する。

附　則　（平成3年6月13日 名古屋市職員共済組合規程第２号）

この規程は、公告の日から施行し、平成３年４月１日から適用する。

附　則　（平成3年11月1日 名古屋市職員共済組合規程第３号）

この規程は、公告の日から施行し、平成３年４月１日から適用する。

附　則　（平成4年11月18日 名古屋市職員共済組合規程第５号）

この規程は、公告の日から施行し、平成４年11月17日から適用する。

附　則　（平成5年6月15日 名古屋市職員共済組合規程第４号）

この規程は、公告の日から施行し、平成５年４月１日から適用する。

附　則　（平成6年11月1日 名古屋市職員共済組合規程第５号）　抄

1　この規程は、公告の日から施行し、平成６年10月１日から適用する。

2　変更後の各規程は平成６年10月１日以後の診療分及び給付事由の発生した給付について適用し、同年９月30日以前の診療分及び給付事由の発生した給付については、なお従前の例による。

附　則　（平成7年3月31日 名古屋市職員共済組合規程第２号）

この規程は、平成７年４月１日から施行する。

附　則　（平成7年4月28日 名古屋市職員共済組合規程第６号）

この規程は、公告の日から施行し、平成７年４月１日から適用する。

附　則　（平成8年3月29日 名古屋市職員共済組合規程第１号）

この規程は、平成８年４月１日から施行する。

附　則　（平成9年3月28日 名古屋市職員共済組合規程第２号）

この規程は、平成９年４月１日から施行する。

附　則　（平成10年3月30日名古屋市職員共済組合規程第1号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附　則　（平成12年3月31日名古屋市職員共済組合規程第1号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附　則　（平成12年10月1日名古屋市職員共済組合規程第5号）

1　この規程は、公告の日から施行する。

2　変更後の第11条及び第11条の2の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附　則　（平成14年1月11日名古屋市職員共済組合規程第1号）

この規程は、平成14年1月15日から施行する。

附　則　（平成14年2月21日名古屋市職員共済組合規程第2号）

この規程は、平成14年2月25日から施行する。

附　則　（平成14年3月29日名古屋市職員共済組合規程第4号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附　則　（平成15年1月6日名古屋市職員共済組合規程第1号）

1　この規程による改正後の第1項は、平成15年1月6日から施行する。ただし平成15年1月6日から平成15年2月28日の間は、同項の改正規程中「りそな銀行名古屋中央支店」とあるのは「大和銀行名古屋中央支店」と読み替えて適用する。

2　この規程による改正後の第2項は、平成15年3月17日から施行する。

附　則　（平成15年3月12日名古屋市職員共済組合規程第2号）

この規程は、平成15年3月12日から施行する。

附　則　（平成17年2月9日名古屋市職員共済組合規程第1号）

この規程は、公告の日から施行する。

附　則　（平成18年3月31日名古屋市職員共済組合規程第1号）

1　この規程は、公告の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

2　第1条の規定による改正後の管理規程の規定は、平成18年1月1日から適用する。

附　則　（平成18年9月27日名古屋市職員共済組合規程第10号）

この規程は、公告の日から施行し、改正後の第18条第１項第９号の規定は、平成18年９月11日から適用する。

附　則　（平成19年３月30日名古屋市職員共済組合規程第１号）

この規程は、平成19年４月１日から施行する。

附　則　（平成20年11月28日名古屋市職員共済組合規程第４号）

この規程は、平成20年12月１日から施行する。

附　則　（平成21年３月31日名古屋市職員共済組合規程第１号）

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

附　則　（平成24年３月30日名古屋市職員共済組合規程第１号）

この規程は、平成24年４月１日から施行する。

附　則　（平成25年６月28日名古屋市職員共済組合規程第６号）

この規程は、平成25年７月１日から施行する。

附　則　（平成27年３月31日名古屋市職員共済組合規程第１号）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則　（平成27年９月30日名古屋市職員共済組合規程第５号）

この規程は、平成27年10月１日から施行する。

附　則　（平成30年１月１日名古屋市職員共済組合規程第１号）

この規程は、平成30年１月１日から施行する。

附　則　（平成30年３月31日名古屋市職員共済組合規程第２号）

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

附　則　（平成31年３月25日名古屋市職員共済組合規程第２号）

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則　（令和元年12月20日名古屋市職員共済組合規程第１号）

この規程は、公告の日から施行する。

附　則　（令和２年３月31日名古屋市職員共済組合規程第３号）

（施行日）

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

（管理規程の一部を改正する規程の一部改正）

2　管理規程の一部を改正する規程（平成30年名古屋市職員共済組合規程第２号）の一部を次のように改正する。

附則ただし書を削る。

附　則　（令和３年７月２日名古屋市職員共済組合規程第５号）

この規程は、公告の日から施行する。

附　則　（令和３年９月６日名古屋市職員共済組合規程第６号）

この規程は、公告の日から施行する。

附　則　（令和６年３月１日名古屋市職員共済組合規程第１号）

この規程は、公告の日から施行する。

附　則　（令和６年３月31日名古屋市職員共済組合規程第２号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則　（令和６年11月29日名古屋市職員共済組合規程第６号）

この規程は、令和６年12月２日から施行する。

別表

種類	書体	寸法（ミリメートル）	型式
名古屋市職員共済組合	やまと古字	方 21	名古屋市職員共済組合
名古屋市職員共済組合	てん書	方 60	名古屋市職員共済組合
名古屋市職員共済組合理事長	やまと古字	方 21	名古屋市職員共済組合理事長
名古屋市職員共済組合理事長職務代理者	やまと古字	方 21	名古屋市職員共済組合理事長職務代理者
名古屋市職員共済組合事務局長	やまと古字	方 21	名古屋市職員共済組合事務局長

名古屋市職員共済組合次長	やまと古字	方　21	名古屋市職員共済組合次長
名古屋市職員共済組合出納役	やまと古字	方　21	名古屋市職員共済組合出納役